

## 用語集

### あ行

NPO	Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のことです。
-----	-----------------------------------------------------------------------

### か行

開発許可制度	宅地造成などの開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することを目的とした制度のことです。
環境共生	地球環境に負荷を与えないで、環境を守り、維持しながら、それと一体として共に暮らす社会のことです。
環境負荷	人の活動が地球環境や生態系などに与える負担のことです。
キーワード	重要な手掛かりとなる言葉のことです。
建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合のことです。
交通ネットワーク	道路交通や公共交通などの交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのことです。
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などでその地を訪れる人の数のことです。
コミュニティ道路	生活道路などにおいて、歩行者優先の考え方に立ち、自動車の通過交通や速度を抑制するなどの工夫をした道路のことです。
コンパクトなまちづくり	都市を存続させるため、郊外化を抑制し、まとまった範囲に都市機能や住宅が集まり、活気や賑わいを生む都市の核を形成するまちづくりのことです。また、これらの核が互いに連携し、都市機能を補完し合っていくまちづくりのことです。

### さ行

市街化区域	「優先的に都市施設を整備し、建物を建てられる区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。
市街化調整区域	「農地などの環境の保全を優先し、建物が建てられない区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。
市街地開発事業	既成市街地や今後市街地とする区域において計画的なまちづくりを進める事業の総称です。
システム	組織、体系、制度、方式などのことです。
集約型都市構造 (コンパクトシティ)	都市活動に必要な様々な都市機能を、コンパクトに集約したり、交通ネットワークにより有機的に連携させることで、都市の持続的な発展を目指した都市構造のことです。

準都市計画区域	都市計画区域外において、土地利用の規則、誘導を目的として定める区域のことです。都市施設や市街地整備事業は定められません。
人口集中地区(DID)	日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区のことです。
ストリートスポーツ	スケートボード・インラインスケート・BMX(自転車競技の1種)など、若者を中心に人気の高いスポーツのことです。

## た行

宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地等として指定された区域のことです。宅地造成に関する工事等について災害の防止のための必要な規制が行われます。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。
地区計画	身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりをすすめるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画に定めた計画のことです。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のことです。65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼びます。
デマンドバス	利用者の要求に応じて随時バスを運行させるバスのことです。
特定用途制限地域	良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村の条例によって制限すべき特定の建築物等を定めた地域のことです。
特別用途地区	用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図ることで、目指すべき土地利用を実現するためのもので、市町村の条例によって定めます。
都市環境づくり	都市生活や都市活動の利便性や快適性などを向上させる取り組みのことです。
都市機能	行政、教育、文化、医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のことです。
都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園などの公共施設のことです。

都市計画区域	都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域。自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことで。
都市計画公園	休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地で、都市計画として定められた公園のことで。
都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のことで。
都市計画区域 マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。
都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、主なものに、道路、公園、下水道などがあります。
土地区画整理事業	道路、公園、等の公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のことで。

## な行

ナショナル・トラスト 運動	自然環境や歴史的遺産などを開発などから守るため、多くの人が資金を出し合って土地などを買収、管理などをする運動のことで。田辺市の「天神崎」は、ナショナル・トラスト運動の先駆けとして知られています。
農業振興地域	今後も総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域のことで。
農用地区域	農業振興地域において指定された農業基盤の整備をすすめる区域のことで、農業関係の公共投資が重点的に投入されます。

## は行

ハザードマップ	地震や洪水などの自然災害が起きたときの被害予測範囲や危険箇所などをまとめた地図のことで。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のことで。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために指定された森林のことで、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設けられた小さな公園のことで。

**ま行**

メリット	長所、利点、利益をもたらす面、優れた特性のことです。
------	----------------------------

**や行**

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
容積率	建築延べ床面積の敷地面積に対する割合のことです。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のことです。

**ら行**

臨港地区	港湾の適切な管理運営を行うために都市計画で定めた地区のことです。
------	----------------------------------

## 策定体制と経緯

## ■策定体制（田辺市都市計画マスタープラン策定委員会）

[ 敬称略・順不同 ]

	分野	団体等	氏名
知識経験者委員	【委員長】 都市計画	和歌山大学経済学部 准教授	足立 基浩
	【副委員長】 土地利用	(社)和歌山県宅地建物取引業協会 田辺支部 副支部長	木村 勝次
	建 築	(社)和歌山県建築士会 田辺支部 理事	柳川 廣美
	自 治	田辺町内会連絡協議会 会 長	泉 房次朗
	商 工	田辺商工会議所 常議員	森川 直巳
	農 業	田辺市農業委員会 女性・後継者対策委員会委員長	浅井 洋司
	水 産	田辺市水産振興会 和歌山南漁協 副組合長	木下 吉雄
	社会福祉	田辺市社会福祉協議会 会 長	良原 昌子
	男女共同参画	田辺市赤十字奉仕団 委員長	坪井 英子
	観 光	田辺観光協会 会 長	石神 忠夫
一般公募委員	一般公募		桑原 康宏
	一般公募		畑谷 直輝
	一般公募		和田 直樹
	一般公募		峯上 純一
市議会委員	市議会	田辺市議会 議 員	谷口 和樹
	市議会	田辺市議会 議 員	小川 浩樹
	市議会	田辺市議会 議 員	宮本 正信
行政機関委員	都市計画	和歌山県県土整備部 技 監	松本 兼一
	都市計画	和歌山県西牟婁振興局建設部 部 長	楠山 利宗
	交 通	和歌山県警察田辺警察署 交通課長	下地 勝則 (谷 保雄)

注:( )は前任者

■策定経緯

	年月日	会議開催の趣旨
第1回	平成20年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の準備</li> <li>・基礎調査結果の確認</li> </ul>
第2回	平成21年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果の確認</li> <li>・課題の検討</li> <li>・全体構想の検討</li> </ul>
第3回	平成21年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の設定</li> <li>・全体構想の検討</li> </ul>
第4回	平成21年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想の検討</li> <li>・地域別の課題の検討</li> </ul>
第5回	平成21年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想の設定</li> <li>・地域別の課題の設定</li> <li>・地域別構想の検討</li> </ul>
第6回	平成21年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想の設定</li> <li>・実現化方策の検討</li> <li>・マスタープラン(案)の確認</li> </ul>
第7回	平成22年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスタープラン(案)についての意見募集結果の確認</li> <li>・マスタープラン(案)の修正内容の確認</li> </ul>



---

この都市計画マスタープランを基に、  
都市計画への理解を深めていただきながら、  
住民の皆さまや事業者の皆さまなどとの  
協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

---



自然豊かな歴史と伝統のまち

**田辺市**

建設部 計画課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
TEL (0739) 22 - 5300 (代)  
<http://www.city.tanabe.lg.jp/>